


平成27年6月10日

公立大学法人静岡文化芸術大学

理事長 有馬 朗人 様

監事 上島 清介 

監事 杉本 浩利 

平成26年度期末監事監査の結果について（報告）

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査を行いました。

監査の結果について、公立大学法人静岡文化芸術大学監事監査規則第9条の規定により、別紙のとおり御報告いたします。



平成26年度期末監事監査報告書

平成26年度期末監事監査は、当年度の監査計画に基づき行いましたので、その結果を次のとおりご報告いたします。

1 監査方法の概要

(1) 業務監査

ア 法人の重要な会議である役員会、経営審議会に出席し、大学業務の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関わる諸案件の審議状況の確認に努めた。

イ 監査対象である外国語教育の取り組みに対して、書面及びヒアリング方式により監査を行った。

ウ 法人監査員（内部監査担当）と連携し、大学業務の執行及び会計処理の適正性について確認した。

(2) 会計監査

会計監査人から、平成26年度決算書に係る監査状況の報告を受け、意見交換を行った。

2 監査の結果

(1) 業務監査

第1期中期目標・中期計画期間の4年目となる平成25事業年度に係る、静岡県公立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果では、「全体として『中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んで

いる』との評価を得たところである。

5年目に当たる当該年度においても、大学の教育研究等の質の向上のため、教育・研究体制と組織運営を一層充実させ、教職員一体となって「実務型の人材を育成する大学」「社会に貢献する大学」の実現に向けて、中期計画など年度計画に沿った事業の推進に努めているものと認める。

(2) 会計監査

法人監査員との連携及び会計監査人との意見交換等により、当該年度予算の執行及び決算の状況の把握に努めた結果、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び監査結果は相当であり、財務諸表等は、会計処理手続の妥当性及び財務諸表項目・計数の適正性ともに透明性をもって、当該年度に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

以上